

第5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第17条の2～第18条の4（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特定設備等の特別償却の計算等）</p> <p>17の2～18の4(共)-1 <u>震災特例法第17条の2から第17条の2の3まで</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>（特定設備等の特別償却の計算等）</p> <p>17の2～18の4(共)-1 <u>震災特例法第17条の2、第17条の2の2</u>……………</p> <p>…</p>

二 第17条の2の2（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第17条の2の2（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u></p> <p><u>（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</u></p> <p><u>17の2の2-1 震災特例法第17条の2の2第2項の規定に係る税額控除限度額の計算については、17の2-1の取扱いを準用する。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

三 第 17 条の 2 の 3 (避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 17 条の 2 の 3</u> (避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>17 の 2 の 3-1</u> 震災特例法第 17 条の 2 の 3 第 1 項……………</p> <p>(従業者の範囲)</p> <p><u>17 の 2 の 3-2</u> 震災特例法第 17 条の 2 の 3 第 1 項……………</p> <p>(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p><u>17 の 2 の 3-3</u> 震災特例法第 17 条の 2 の 3 第 2 項……………</p>	<p><u>第 17 条の 2 の 2</u> (避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>17 の 2 の 2-1</u> 震災特例法第 17 条の 2 の 2 第 1 項……………</p> <p>(従業者の範囲)</p> <p><u>17 の 2 の 2-2</u> 震災特例法第 17 条の 2 の 2 第 1 項……………</p> <p>(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p><u>17 の 2 の 2-3</u> 震災特例法第 17 条の 2 の 2 第 2 項……………</p>

四 第 17 条の 3 の 2 (企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 17 条の 3 の 2</u> (企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p><u>17 の 3 の 2-1</u> 震災特例法第 17 条の 3 の 2 第 1 項の規定に係る適用期間の意義等については、17 の 3-1 及び 17 の 3-2 の取扱いを準用する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

五 第 17 条の 3 の 3 (《避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 17 条の 3 の 3 (《避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》) 関係</p> <p>(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p>17 の 3 の 3-1 震災特例法第 17 条の 3 の 3 第 1 項……………</p>	<p>第 17 条の 3 の 2 (《避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》) 関係</p> <p>(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p>17 の 3 の 2-1 震災特例法第 17 条の 3 の 2 第 1 項……………</p>

六 第 25 条の 2 ~ 第 26 条の 4 (《共通事項》) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算等)</p> <p>25 の 2~26 の 4 (共) -1 震災特例法第 25 条の 2 から第 25 条の 2 の 3 まで……………</p> <p>……………</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算等)</p> <p>25 の 2~26 の 4 (共) -1 震災特例法第 25 条の 2、第 25 条の 2 の 2……………</p> <p>…</p>

七 第 25 条の 2 の 2 (《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 25 条の 2 の 2 (《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》) 関係</p> <p>(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p>25 の 2 の 2-1 震災特例法第 25 条の 2 の 2 第 2 項の規定に係る税額控除限度額</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
の計算等については、25の2-1及び25の2-2の取扱いを準用する。	

八 第25条の2の3（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第25条の2の3</u>（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</p> <p><u>25の2の3-1</u> ……<u>震災特例法第25条の2の3第1項</u>……</p> <p>…</p> <p>（従業者の範囲）</p> <p><u>25の2の3-2</u> <u>震災特例法第25条の2の3第1項</u>……</p> <p>（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</p> <p><u>25の2の3-3</u> <u>震災特例法第25条の2の3第2項</u>……</p>	<p><u>第25条の2の2</u>（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</p> <p><u>25の2の2-1</u> ……<u>震災特例法第25条の2の2第1項</u>……</p> <p>…</p> <p>（従業者の範囲）</p> <p><u>25の2の2-2</u> <u>震災特例法第25条の2の2第1項</u>……</p> <p>（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</p> <p><u>25の2の2-3</u> <u>震災特例法第25条の2の2第2項</u>……</p>

九 第 25 条の 3 の 2 ((連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 25 条の 3 の 2 ((連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p><u>25 の 3 の 2-1 震災特例法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定に係る適用期間の意義等については、25 の 3-1 及び 25 の 3-2 の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

十 第 25 条の 3 の 3 ((連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 25 条の 3 の 3 ((連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p><u>25 の 3 の 3-1 震災特例法第 25 条の 3 の 3 第 1 項……………</u></p>	<p><u>第 25 条の 3 の 2 ((連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p><u>25 の 3 の 2-1 震災特例法第 25 条の 3 の 2 第 1 項……………</u></p>